

○西置賜行政組合火災予防条例施行規則

昭和62年7月1日

規則第23号

改正 平成 3 年 6 月 14 日 条例第 5 号	平成 4 年 9 月 2 日 条例第 3 号
平成 7 年 7 月 26 日 条例第 5 号	平成 10 年 10 月 12 日 条例第 6 号
平成 12 年 10 月 6 日 条例第 6 号	平成 14 年 10 月 17 日 条例第 5 号
平成 17 年 10 月 7 日 条例第 6 号	平成 24 年 10 月 4 日 条例第 2 号
平成 26 年 10 月 7 日 条例第 2 号	

(趣旨)

第1条 この規則は、西置賜行政組合火災予防条例（平成2年条例第1号。以下「条例」という。）第70条の規定に基づき必要な事項を定める。

(平3規則5・一部改正)

第2条 条例第3条第1項第1号及び第24条第1項第1号（条例第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項の準用規定を含む。）の規定により炉、かまど及び器具と建築物又は工作物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離は、別表第1のとおりとする。

2 前項の火災予防上安全な距離は、消防長が当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して前項の基準によらなくても火災予防上支障がないと認めるとき又は特殊な構造、設備及び資材を用いることにより、前項の基準による場合と同等以上の効果があると認められるときは、これを短縮することができる。

(平14規則5・一部改正)

(防火上有効な措置)

第3条 条例第3条第1項第6号ただし書の規定による防火上有効な措置とは、火気設備を設置した床又は台の表面温度が摂氏80度を超えないものであること。

(防火上有効な遮へい)

第4条 条例第3条第1項第11号及び第15号ハの規定による防火上有効な遮へいとは、火の粉の飛散並びに接炎を防止するための遮へい板、衝立の類、火の粉若しくは伸長した火炎又は可燃性の蒸気が天蓋から排気筒へ浸入することを防止できる遮へい板及びグリスフィルターの類を設けたものとする。

(平3規則5・平14規則5・一部改正)

(油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク)

第5条 条例第3条第1項第15号ハただし書の規定による油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクとは、使用の状態における燃料の最大消費時において、運転開始90分後の室温と燃料タンクとの油温の差が摂氏20度以下で、かつ、温度が摂氏40度以下である場合をいう。

(平3規則5・平14規則5・一部改正)

(簡易湯沸設備)

第6条 条例第11条の規定による簡易湯沸設備とは、その設置場所のみで湯を使用する形態のものをいうものとする。

(給湯湯沸設備)

第7条 条例第12条の規定による給湯湯沸設備とは、湯を配管により他の場所へ供給して使用する形態のものをいうものとする。

(変電設備等の保安距離の基準)

第8条 条例第15条第1項第3号ただし書(条例第16条第2項及び第17条第2項の準用規定を含む。)の規定による変電設備の周囲の空間は、別表第2のとおりとする。ただし、キュービクル式のものにあつては、この基準によらないことができる。

(標識等の規格)

第9条 条例第15条第1項第5号(条例同条第3項、第12条第1項及び第3項、第15条の2第2項、第16条第2項及び第3項、第17条第2項及び第4項の準用規定を含む。)、第21条第3号、第30条第2項及び第3項、第39条第1号(条例第48条第2項の準用規定を含む。)、第49条第5号並びに第60条第4号の規定によりそれぞれ設ける標識及び防火に関する掲示板の様式は、別表第3に定めるとおりとする。

(平3規則5・平24規則2・一部改正)

(水素ガス気球掲揚材料及び構造)

第10条 条例第21条第5号の規定による水素ガスを充てんする気球及び掲揚綱等の風圧又は摩さつに対し十分な強度を有する材料及び構造は、別表第4のとおりとする。

(喫煙等の禁止場所の規定)

第11条 条例第30条第1項の規定により消防長が指定する場所は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる防火対象物のうち次の各号に掲げるものとする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は別表第5に掲げる火災予防上危険な物品(以下「危険物品」という。)を持ち込んでならない場所

イ 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台

ロ 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で作られた客席を除く)

ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあつては喫煙設備のある客席を除く。)

ニ 飲食店の舞台

ホ 百貨店の売場(食堂の部分を除く。)

ヘ 自動車車庫又は駐車場(危険物品については除く。)

ト 屋内展示場で公衆の出入する場所

(2) 危険物品を持ち込んでならない場所

イ 劇場、映画館、演芸場、公会堂又は集会場(前号イ、ロ及びハに掲げる場所を除く。)の公衆の出入する部分

ロ カフェー又は飲食店で公衆の出入する部分

ハ 車両の停車場(旅客の乗降り又は待合の用に供する建築物に限る。)

2 前項の場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に危険物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込む場合、条例第30条第1項ただし書きの規定

による承認を受けようとするものは、別記様式第 1 号の申請書により申請しなければならない。

(平 1 4 規則 5 ・ 一部改正)

(がん具用煙火の消費制限の場所)

第 1 2 条 条例第 33 条第 1 項の規定によるがん具用煙火の消費に際し火災予防上支障のある場所とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 引火性、爆発性及び可燃性の物品を貯蔵し、又は取扱っている場所及びその附近
- (2) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集して場所及びその附近
- (3) 火粉若しくは火花が落下し又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所
(防火上安全な場所)

第 1 3 条 条例第 39 条第 4 号ただし書き及び第 22 号の規定による防火上安全な場所とは、直近の設備が危険物を取扱う場所と防火的に区画されている場所をいう。

(平 3 規則 5 ・ 旧第 14 条繰上 ・ 一部改正)

(火災を防止する附帯設備)

第 1 4 条 条例第 39 条第 4 号ただし書きの規定による火災を防止する附帯設備とは、次の各号に掲げる例によるものとする。

- (1) 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制ぎよできる装置又は機構のもの
- (2) 引火又は着火を防止できる装置又は機構のもの

(平 3 規則 5 ・ 旧第 16 条繰上 ・ 一部改正)

(安全装置)

第 1 5 条 条例第 39 条第 5 号 (第 41 条第 4 号の場合も含む。) の規定による安全装置とは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置に安全弁を併用したもの

(平 3 規則 5 ・ 旧第 16 条繰上 ・ 一部改正)

(防火上有効な塀)

第 1 6 条 条例第 40 条第 1 項第 1 号及び第 48 条第 1 項第 1 号の規定による防火上有効な塀とは、不燃材料で造られたものでかつ災害が発生した場合に他にその被害を及ぼすことのないもので、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 塀の高さは、2 メートル以上とし、危険物施設の高さが 2 メートルを越える場合は、当該施設以上とする。
- (2) 塀を設ける範囲は、空地进行を保有しない部分を遮へいできる範囲以上とする。
- (3) 塀は、地震等の災害においても容易に破損倒壊しない構造のものとする。

(平 3 規則 5 ・ 旧第 13 条繰下 ・ 一部改正)

(防護枠)

第 1 7 条 条例第 43 条第 8 号の規定による当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠とは、厚さ 2.3 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する型鋼の枠を附属装置等の周囲にその高さ以上になるように設けるものとする。

(平3規則5・一部改正)

(屋外催しに係る防火管理の届出)

第18条 条例第63条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の届出は、別記様式第2号の届出書によらなければならない。

(平26規則2・追加)

(防火対象物使用開始の届出)

第18条の2 条例第64条の規定による防火対象物の使用開始及び使用内容の変更の届出は、別記様式第2号の2の届出書により行わなければならない。

(平3規則5・一部改正、平26規則2・旧第18条繰下・一部改正)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第19条 条例第65条の規定による火を使用する設備等を設置しようとする場合の届出は、次の各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第65条第1号から第8号の2までの設備にあつては、炉、かまど等設置届出書(別記様式第3号)
- (2) 条例第65条第9号から13号までの設備にあつては、変電設備等設置届出書(別記様式第4号)
- (3) 条例第65条第14号の設備にあつては、ネオン管等設置届出書(別記様式第5号)
- (4) 条例第65条第15号の設備にあつては、水素ガス充てん気球設置届出書(別記様式第6号)

2 前項の届出書には、次の各号に定める図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号の設備を設ける場合は、設置工事の開始7日前までに届出にかかる設備の平面図、配置図、立面図、及び構造図を添付して届出なければならない。
- (2) 前項第2号から第4号までの設備を設ける場合は、設置工事の開始3日前までに届出にかかる設備の位置図、平面図、立面図、結線及び接続図を前項第4号の設備にかかる届出にあつては、附近見取図及び掲揚けい留状況図並びに電飾結線図もそれぞれ添付して届出なければならない。

(平3規則5・平24規則2・一部改正)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出)

第20条 条例第66条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発しようとする場合の届出は、次の各号によらなければならない。

- (1) 条例第66条第1号に掲げるものにあつては、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(別記様式第7号)
- (2) 条例第66条第2号に掲げるものにあつては、煙火打上げ等届出書(別記様式第8号)
- (3) 条例第66条第3号に掲げるものにあつては、催物開催届出書(別記様式第9号)
- (4) 条例第66条第4号に掲げるものにあつては、水道断減水届出書(別記様式第10号)
- (5) 条例第66条第5号に掲げるものにあつては、道路工事届出書(別記様式第11号)
- (6) 条例第66条第6号に掲げるものにあつては、露店等の開設届出書(別記様式第11号の2)

2 前項に規定する届出書は、当該行為を行う3日前までに、当該行為を行う場所及び附近の

見取図を添付しなければならない。ただし、その行為をすることが急を要する場合には、その行為を行う当日までに口頭により届出をすることができる。

(平3規則5・平26規則2・一部改正)

(指定洞道等の届出)

第21条 条例第67条の規定による指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する場合は、指定洞道等届出書(別記様式第12号)により届出なければならない。

(平3規則5・一部改正)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵取扱いの届出)

第22条 条例第68条の規定による指定数量未満の危険物、指定可燃物(以下「少量危険物等」という。))を貯蔵し、又は取扱おうとする者は、少量危険物等貯蔵取扱所届出書(別記様式第13号)により届出なければならない。

2 前項の届出をした者が、貯蔵又は取扱っている少量危険物等の数量若しくは類をかえようとする場合の届出は、少量危険物等貯蔵取扱所変更届出書(別記様式第14号)により、又、これらの貯蔵若しくは取扱いを廃止した場合は、少量危険物等貯蔵取扱所廃止届出書(別記様式第15号)によるものとする。

3 前2項の規定による届出は、それぞれ届出に係る貯蔵取扱所の位置、構造及び危険物等を取扱う設備の図書を添付しなければならない。

(平3規則・一部改正)

(タンクの水張検査等)

第23条 条例第69条の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うタンクを製造し、又は、設置しようとする者の申請は、少量危険物貯蔵タンク水圧(水張)検査申請書(別記様式第16号)によるものとする。

2 前項の届出書による検査を行ったときは、タンク検査済証(別記様式第17号)及び副証(別記様式第18号)を交付するものとする。

(平3規則・一部改正)

(各種届出等の手続き)

第24条 条例及びこの規則に基づいて提出する届出書は、2部作成の上消防長に提出しなければならない。

2 前項の届出を受理し、火災予防上又は消防活動上支障がないと認めたときは、1部に届出済印(別記様式第19号)を押印し交付するものとする。

(平3規則5・旧第23条繰下・一部改正)

(委任)

第25条 この規則の施行について、必要な事項は消防長が定める。

(平3規則5・旧第23条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月14日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年9月2日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 10 月 12 日規則第 6 号）

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 6 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 17 日規則第 5 号）

この規則は、交付の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 7 日規則第 6 号）

（施行期日）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 4 日規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 7 日規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1

種 別			保 有 距 離				
			上 方	前 方	側 方	後 方	
火 を 使 用 す る 設 備	炉 か ま ど	高 温 体	2.50m 以 上	3.00m 以 上	2.00m 以 上	2.00m 以 上	
		中 温 体	1.50	2.00	1.00 (開放炉 1.50)	1.00 (開放炉 1.50)	
		低 温 体	1.00	1.50	0.50 (開放炉 1.00)	0.50 (開放炉 1.00)	
		キャビネット 型のもの	1.00	0.15	0.15	0.15	
	ふ ろ が ま		1.00	0.60	0.30	0.30	
	熱 風 炉		1.00	1.00	0.50	0.50	
	温 風 暖 房 機	密 閉 式	強 制 給 排 気 型	1.00	1.00	0.30	0.10
		半 密 閉 式	温 風 前 方 向 吹 出 し 型	1.00	1.50	0.30	0.15
			温 風 全 周 吹 出 し 型	1.00	1.50	1.50	1.50
	ポ イ ラ ー		1.00	1.00	0.45	0.45	
	ス ト ー ブ	壁 掛 け 型 ・ つ り 下 げ 型		0.30	1.00	0.60	0.10
		自 然 対 流 型		1.50	1.00	1.00	1.00
	乾 燥 設 備	内 部 容 積 が 1 立 方 メ ー ト ル 以 上 の も の		1.00	1.00	0.50	0.50
		内 部 容 積 が 1 立 方 メ ー ト ル 未 満 の も の		0.50	0.50	0.30	0.30
サ ウ ナ 設 備 の 放 熱 器		2.50	1.00	1.00	1.00		
火 を 使 用 す る 設 備	こ ん ろ	気 体 燃 料 を 使 用 す る も の	1.00	0.20	0.20	0.20	
		液 体 燃 料 を 使 用 す る も の	1.00	0.30	0.30	0.30	
		固 体 燃 料 を 使 用 す る も の	1.00	0.30	0.30	0.30	
		電 気 を 熱 源 と す る も の	1.00	0.30	0.15	0.15	
	ス ト ー ブ	前 方 放 射 型		1.00	1.00	0.50	0.20
		全 周 放 射 型 ・ 温 風 全 周 吹 出 し 型 ・ 放 射 型		1.00	1.00	1.00	1.00
		温 風 前 方 吹 出 し 型		1.00	1.00	0.30	0.10

備考

- 1 炉及びかまどの高温体は、熔融、溶解、反射炉等でその常時使用する温度が 800℃以上のものをいう。
- 2 炉及びかまどの中温体は、焼きもどし、素焼、陶器炉、かまど等でその常時使用温度が 300℃以上 800℃未満のものをいう。
- 3 炉及びかまどの低温体は、食品加工用の炉、かまど等でその常時使用する温度が 300℃未満以上のものをいう。

別表第2

変電・発電及び蓄電池設備の保安距離

種 別		保 安 距 離				高圧以上の 母線及び露 出線の高さ
		前 面	背 面	側 面 (壁)	相 互 間	
						2 列 以 上
配 電 盤	高	1.20m 以上	0.8m 以上	0.8m 以上	1.80m以上	床面から 2m以上。た だし、危険のおそれ のない場合はこの限 りでない。
	低	1.00	0.8	0.8	1.80	
変圧器等。ただ し、キュービクル 型を除く。		0.60	0.10	0.10	1.00。ただ し、単一の場 合は 0.10 m 以上とする こと。	
発 電 機 等		0.60	0.60	0.60		

別表第3 (平14規則5・全改、平17規則6平24規則2・一部改正)

標 識 の 規 格

条例の根拠条項	規 制 事 務	寸 法		色		様 式 形 状	掲 出 位 置
	標識等の種類	幅 cm	長さ cm	地	文字		
第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項 第 15 条第 1 項第 5 号及び第 3 項第 15 条の 2 第 2 項 第 16 条第 2 項及 び第 3 項 第 17 条第 2 項及 び第 4 項	燃料電池発 電設備 変電設備 急速充電 設備 発電設備 蓄電池設備	15 以上	30 以上	白	黒	付図第 1のと おりと する。	当該設備のあ る場所の入口 又はその直近 の見やすい位 置
第 21 条第 3 号	水素ガスを充て んする気球の掲 揚場所の立入を						

	禁止する旨の標示					する。	やすい位置
第30条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は、「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤 (条例)	白 (条例)	付図第3のとおりとする。	当該禁止指定場所の入口又は見やすい位置
第30条第4項	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒	付図第4のとおりとする。	当該場所の見やすい位置
第39条第1号 第48条第2項 第49条第5号	を貯蔵し、又は少量危険物、指定可燃物は取扱っている旨を表示した標識	30以上	60以上	危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号、第4号、第5号の例によること		付図第5のとおりとする。	当該少量危険物、指定可燃物を貯蔵し、若しくは取扱う場所の入口又は直近の見やすい位置
第39条第1号 第48条第2項 第49条第5号	の品名、最大数量等を表示した掲示板	30以上	60以上	危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号、第4号、第5号の例によること		付図第5のとおりとする。	当該少量危険物、指定可燃物を貯蔵し、若しくは取扱う場所の入口又は直近の見やすい位置
第60条第4号	定員掲示板	30以上	25以上	白	黒	付図第6のとおりとする。	入場券売場の前面。ただし、入場券売場のないものはこれに準ずる位置とする
第60条第4号	満員札	50以上	25以上	赤	白	付図第7のとおりとする。	入口の見やすい位置
		25以上	50以上				

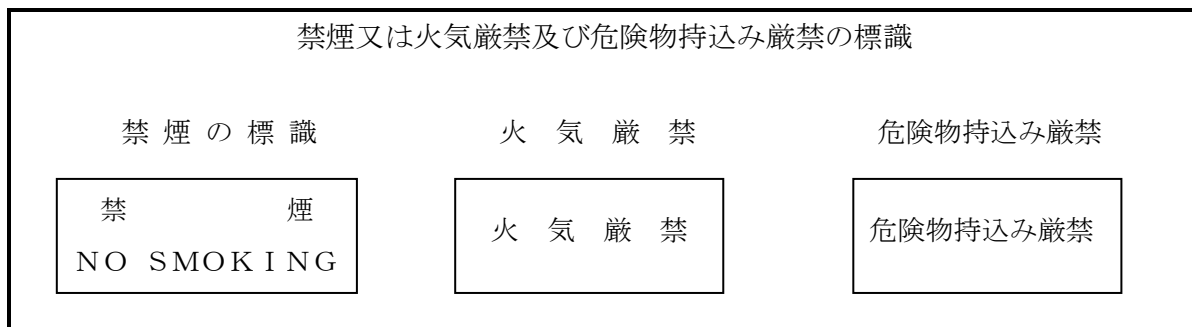
付図第 1

変電設備等の標識				
燃料電池発電設備	変電設備	急速充電設備	発電設備	蓄電池設備
燃料電池発電設備	変電設備	急速充電設備	発電設備	蓄電池設備

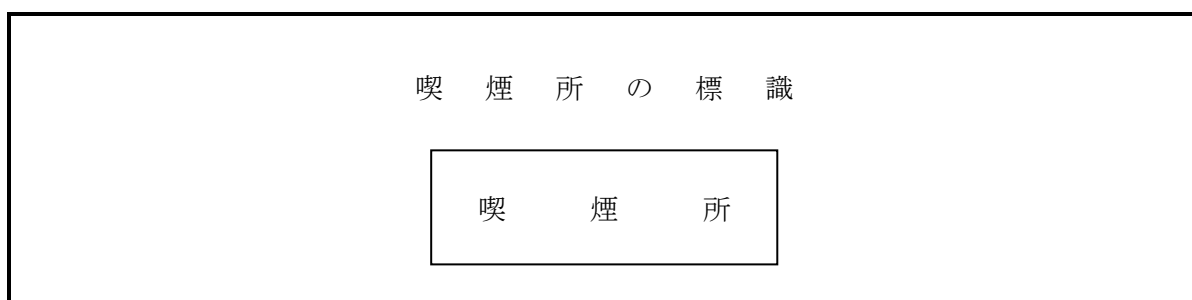
付図第 2

水素ガスを充てんする気球の掲揚又はけい留所の標識	
気球を掲揚又は係留する 場所へ立入禁止の標識	
気球	危険水素ガス 立入厳禁

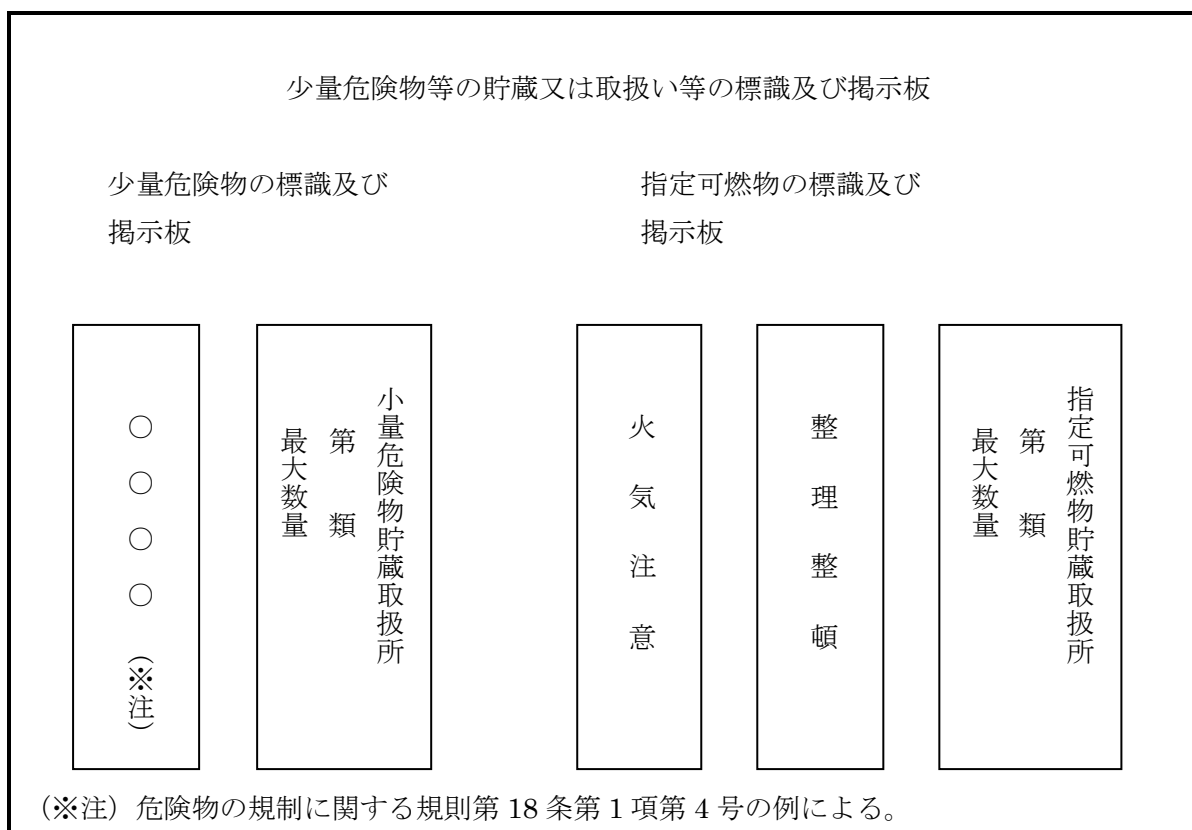
付図第 3



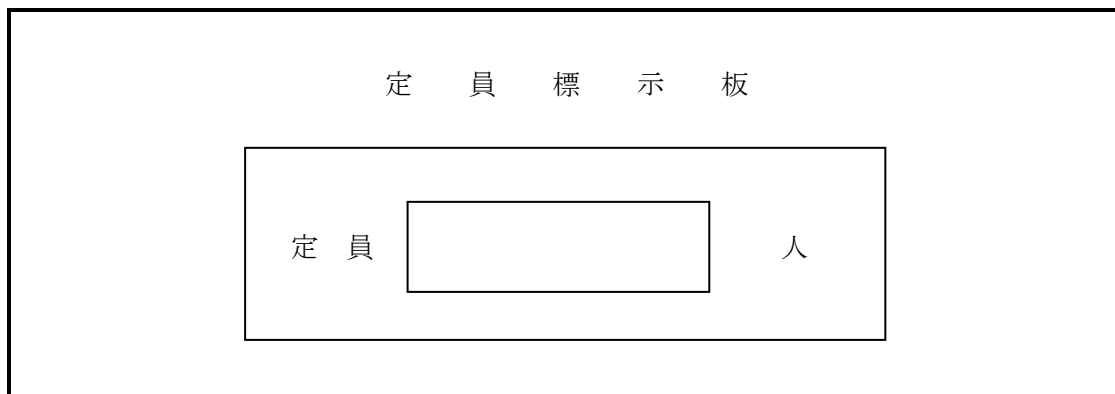
付図第 4



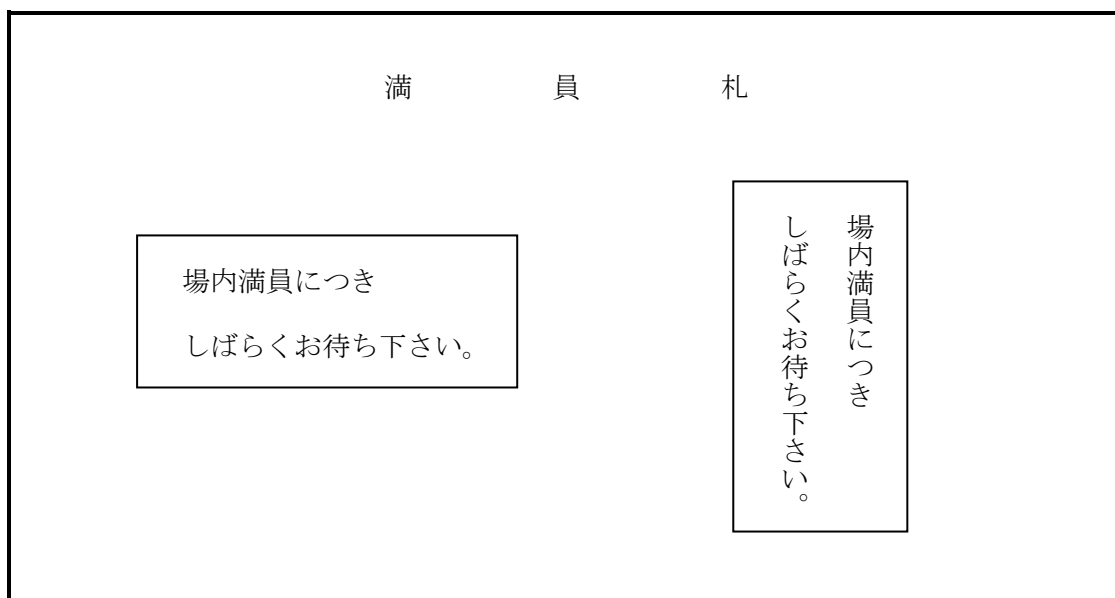
付図第 5



付図第6



付図第7



別表第4

水素ガス気球及び掲揚材料並びに構造の強度

種別 項目		気 球		掲 揚 網					
材 料 (構 造)	種 類	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂若しくは引布などの材質が均一不変質なもの		麻又は合成繊維若しくは綿などの材質が均一不変質なもの					
	厚 さ	ビニール樹脂については 0.1mm以上 ゴム引布については0.25mm以上		網 等 の 太 さ	掲 揚 網	麻 6 mm以上 合成繊維 3 mm以上 綿 7 mm以上			
	切 断 荷 重	塩 化 ビニール フィルム	150kg/cm ²		気球の直径が 2.5mをこえ、3 m以下のもの	240kg 以上			
							ゴム引布	270kg/cm ²	気球の直径が 2.5m以下のもの
		引 裂 強 さ 等	塩 化 ビニール フィルム		エレメンドルフ 引裂強さ 6kg/cm ² 以上のもの	2 個以上撚ってある素線を使用した三つ撚り以上のもの			
						気 体 透 過 度	水素を注入し、 24 時間において 1 cm ³ から漏れる 量が 50以内	糸目は、6 以上としたもの 結び目は、動圧に対し、容易に解けないこと	
	耐 寒 耐 熱 性							0℃以上 75℃以下において、ひびわれ等を生じないもの	結び目は、局部的に荷重が加わらないもの
				水、バクテリア、油、薬品等により腐しよくしにくいもの 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの					

別表第5 (平14規則5・全改)

火災予防上危険な物品

危険物	消防法別表で定められた第1類より第6類まで
指定可燃物	条例別表第8で定められているもの
可燃性ガス	一般高圧ガス保安規則第2条第1号に掲げるもの (爆発限界の下限が10パーセント以下のもの、及び爆発限界の上限と下限の差が20パーセント以上のもの)
火薬・爆薬・加工品	火薬類取締法第2条第1項に掲げるもの
煙火	火薬類取締法第2条第2項に掲げるもの

別記

様式第1号 (平5規則5・一部改正)

裸火等使用承認申請書

年 月 日

殿

申請者

住所

(電話 番)

氏名

印

防火 対象物	所在地		
	名称		
防火管理者氏名			
使用の目的		使用方法	
使用火の種類		位置構造	
収容人員			
使用期間			
消防設備の概要			
その他必要事項			
※承認条件			
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号 (平26規則2・追加)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
西置賜行政組合 消防長 殿			
届出者 住 所 (電話) 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者) ㊞ 防火担当者 住 所 (電話) 氏 名 ㊞			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号の2 (平4規則3・全改、平7規則5・平17規則6・一部改正、平26規則2・旧様式第2号繰下)

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
消防長 殿					
届出者 住 所 氏 名					
(電話 番) ⑩					
所在地		電話 番			
名 称		主要用途			
建築確認年月日		建築確認番号		第 号	
※消防同意年月日		※消防同意番号		第 号	
工事着手 年 月 日		工事完了(予定) 年 月 日		使用開始(予定) 年 月 日	
他の法令による 許 認 可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延面積	m ²
従業員数			公開時間又 は従業員時間		
屋外消火栓、動 力消防ポンプ、 消防用水の概要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

防火対象物棟別概要 第 号	用途		構造				特殊消防用設備等の概要	
	種別 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				
				消火設備	警報設備	避難設備		消火活動上必要な施設
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。
 - 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「第 号様式防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
 - 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

第 号様式 防火対象物棟別概要追加書類 (A 4)

防火対象物棟別概要 第 号	用途			構 造					
	種別 階別	床面積 m ²	用 途	消防用設備等の概要					特殊消防 用設備等 の 概 要
				消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消火活動 上必要な 施 設		
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	計								
防火対象物棟別概要 第 号	用途			構 造					
	種別 階別	床面積 m ²	用 途	消防用設備等の概要					特殊消防 用設備等 の 概 要
				消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消火活動 上必要な 施 設		
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	計								

様式第3号 (平4規則3・全改、平7規則5・平10規則6・平17規則6・一部改正)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

消防長 殿		年 月 日		
		届出者 住所 (電話 番) 氏名 ㊟		
防対象 火物	所在地			
	名称		主要用途	
設場 置所	用途		床面積 m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等
	構造		階層	
届 出 設 備	設備の種類			
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日	
	設備の概要			
	使用する燃料・熱 源・加工液	種類		使用量
安全装置				
取扱責任者の職氏名		電話 番		
工事施工者	住所	電話 番		
	氏名			
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること
- 2 法人にあつては、その名称、代表社氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第4号 (平4規則3・全改、平7規則5・平17規則6・平24規則2・一部改正)

燃料電池発電設備
 発電設備
 変電設備 設置届出書
 急速充電設備
 蓄電池設備

				年 月 日	
消防長 殿		届出者		住所	
				(電話 番)	
		氏名		Ⓜ	
防対象物 火物	所在地	電話 番			
	名称		用途		
設場 置所	構造		場所		床面積
			屋内(階)、屋外		m ²
	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等		不燃区画	有・無	換気設備 有・無
届出 設備	電圧	V	全出力又は 定格容量	kW AH・セル	
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日		
	設備の概要		種別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他	
主任技術者の職氏名					
工事施工者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受付欄			※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
- 2 法人にあつては、その名称、代表社氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量欄には、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付記載すること。
- 6 ※の欄は、記入しないこと。

7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第5号 (平4規則3・全改、平7規則5・一部改正)

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
消防長 殿		届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ㊟	
防 対 象 火 物	所 在 地	電 話 番	
	名 称	用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量		
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日	
	設 備 の 概 要		
工 事 施 工 者	住 所	電 話 番	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
- 2 法人にあつては、その名称、代表社氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付記載すること。
- 4 ※の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第6号 (平4規則3・全改、平7規則5・一部改正)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日									
西置賜行政組合消防長 殿									
届出者 住所 (電話 番) 氏名 ⑩									
設置請負者	住所			電話 番					
	氏名								
看視人氏名			他 名						
設置期間	掲揚			自 至					
	けい留			自 至					
設置目的									
設置場所	地名地番								
	地上又は屋上の別			用途		立入禁止の方法			
充てん又は作業の方法	日時					場所			
	方法					ガス置場			
構	気球型				直径		材質		
					体積		厚さ		
造	綱			材質		太さ			
	電飾	電球の定格電圧		灯数		配線方式		直列・並列	
		電線の種類					断面積		
総重量						その他 必要事項			
支持方法	掲揚								
	けい留								
※ 受付欄					※ 経過欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配置図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第7号 (平4規則3・全改、平7規則5・一部改正)

火災とまぎらわしい煙又は火炎

届出書

を発するおそれのある行為の

年 月 日	
西置賜行政組合消防長 殿	
届出者 住 所 氏 名	
(電話 番) ⑩	
発 生 予 定 日 時	自 至
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第8号 (平4規則3・全改、平7規則5・一部改正)

打上げ
煙火 届出書
仕掛け

年 月 日	
西置賜行政組合消防長 殿	
届出者	
住 所	
(電話 番)	
氏 名 ㊞	
打上げ 予定日時 仕掛け	自 至
打上げ 場 所 仕掛け	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打上げ・仕掛け に直接従事する 責任者の氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第9号 (平4規則3・全改、平7規則5・平17規則6・一部改正)

催物開催届出書

年 月 日			
西置賜行政組合消防長 殿		届出者 住所 (電話 番) 氏名 印	
防対象 火物	所在地		
	名称	本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第10号 (平4規則3・全改、平7規則5・一部改正)

断
水道 水 届 出 書
減

年 月 日	
西置賜行政組合消防長 殿	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
断 減 水 予 定 日 時	自 至
断 減 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
西置賜行政組合消防長 殿	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
工 事 予 定 日 時	自 至
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

様式第 1 1 号の 2 (平 26 規則 2 ・ 追加)

露店等の開設届出書

年 月 日			
西置賜行政組合 消防長 殿			
届出者 住 所			
(電話)			
氏 名 ㊞			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第13号 (平4規則3・全改、平7規則5・平17規則6・一部改正)

少量危険物貯蔵

届出書

指定可燃物取扱い

年 月 日				
西置賜行政組合消防長 殿				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名				
貯蔵又は取扱いの場所	所在地			
	名称			
類、品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法の概要				
貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設備の概要				
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間				
その他の必要な事項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

様式第14号 (平4規則3・全改、平7規則5・一部改正)

少量危険物

貯蔵取扱所変更届出書

指定可燃物

年 月 日				
西置賜行政組合消防長 殿				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 ㊞				
貯蔵又は取扱者	住 所			
	氏 名			
取扱所等の場所				
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱 数 量
変更の内容				
変更の理由				
その他必要な 事 項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 貯蔵又は取扱い場所の見取図を添付すること。

様式第15号 (平4規則3・全改、平7規則5・平17規則6・一部改正)

少量危険物貯蔵

廃止届出書

指定可燃物取扱い

年 月 日				
西置賜行政組合消防長 殿				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 ㊞				
貯蔵又は 取扱いの場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱 方法の概要				
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び設 備の概要				
消防用設備等 又は特殊消防用 設備等の概要				
廃止年月日	年 月 日			
廃止理由				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

少量危険物等タンク水圧（水張）検査申請書

年 月 日			
西置賜行政組合消防長 殿			
申請者 住 所			
		電 話	番 号
		氏 名	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
水張又は水圧検査の別			
タンクの最大常用圧力		k P a	
タンク構造	形 状	容 量	ℓ
	寸 法	mm	
	材質記号 及び板厚		
タンク製造者及び 製造年月日		年 月 日	
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		※手数料欄	
		検 査 年 月 日	
		検 査 番 号 第 号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第17号 (平3規則5・追加、平12規則6・一部改正)

タンク検査済証

水張り又は水圧検査の別				
検査圧力		k P a		
タンク の 構 造	形 状		容 量	ℓ
	寸 法			
	材質記号及び板厚			
製造者及び製造年月日		年 月 日 製造		
		タンク検査番号 第 号		
		年 月 日		
		西置賜行政組合消防長 印		
備考	タンク検査年月日	年 月 日		

様式第18号 (平3規則5・追加、平成12規則6・一部改正)

副 証

検査圧力	k P a		
検査番号	第		号
検査年月日	年	月	日

西 置 賜 行 政 組 合

70mm

50mm

備考

- 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

様式19号 (平3規則5・旧様式第16号繰下)

届 出 済
年 月 日
西 置 賜 行 政 組 合 消 防 本 部

3センチメートル

6センチメートル